

タ 美園図書館

埼玉県さいたま市緑区美園4-19-1
(浦和美園駅東口駅前複合公共施設内2階)

チ 岩槻図書館

埼玉県さいたま市岩槻区本町4-2-25
岩槻駅東口図書館

埼玉県さいたま市岩槻区本町3-1-1
(ワッツ西館3階)

リ 岩槻東部図書館

埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻6-6
ふれあいプラザいわつき1階(別棟)

埼玉県都市環境経済部環境政策課
埼玉県春日部市中央七丁目2番地1 第
二庁舎3階

ナ 豊春市民センター

埼玉県春日部市上蛭田101番地2
越谷市環境経済部環境政策課

埼玉県越谷市四丁目2番1号 第三庁舎
4階

ヌ 大袋地区センター

埼玉県越谷市大字大道607番地
荻島地区センター

埼玉県越谷市南荻島190番地1
期間：令和8年10月5日(月) から令和8年11
月4日(水) まで

時間：アは午前8時30分から午後5時15分ま
で(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く)、
イ～オ、ト、ニは午前9時から午後4時30分
まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く)、
カ～コは午前8時30分から午後9時30分ま
で、ナは午前9時から午後4時30分まで(た
だし、月曜日(月曜日が祝日の場合は翌火曜
日)を除く)、ヌ、ネは午前9時から午後4
時30分まで(ただし、祝日を除く)、サ～チ
は各施設の利用時間に準ずる

(2)インターネットによる公表
下記のウェブサイトにて配慮書及び要約書
をご覧いただけます。
<https://www.city.saitama.lg.jp/001/010/018/008/001/p131481.html>

期間：令和8年10月5日(月) から令和8年
11月4日(水) まで

5 配慮書について

配慮書について意見書の提出
配慮書について環境の保全の見地から意見
を有している場合は、下記の記載事項を記入
し書面に提出してください。

(1)氏名及び住所(法人その他の団体の場合は
その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の
所在地)

(2)意見書の提出の対象である配慮書の名称
(3)配慮書についての環境の保全の見地からの
意見(日本語により記載)

6 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の
提出に必要な事項

提出方法：郵送、持参、電子メール、FAX
のいずれか

提出期限：令和8年11月4日(水) 必着(郵
送の場合は当日消印有効。持参の場合の受付
時間は縦覧時間に準ずる。電子メール及びF
AXの場合の受付時間は、提出期限の午後11
時59分まで)

提出先 〒330-9588
埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
5階

さいたま市 都市戦略本部 未来都市推進部
未来都市共創担当
電話 048-829-1871
FAX 048-829-1997

メールアドレス
mirai-toshi-suishin@city.saitama.lg.jp
問合せ先

さいたま市 都市戦略本部 未来都市推進部
未来都市共創担当
電話 048-829-1871
FAX 048-829-1997

7 問合せ先

さいたま市 都市戦略本部 未来都市推進部
未来都市共創担当
電話 048-829-1871
FAX 048-829-1997

8 問合せ先

さいたま市 都市戦略本部 未来都市推進部
未来都市共創担当
電話 048-829-1871
FAX 048-829-1997

9 問合せ先

さいたま市 都市戦略本部 未来都市推進部
未来都市共創担当
電話 048-829-1871
FAX 048-829-1997

10 問合せ先

さいたま市 都市戦略本部 未来都市推進部
未来都市共創担当
電話 048-829-1871
FAX 048-829-1997

11 問合せ先

さいたま市 都市戦略本部 未来都市推進部
未来都市共創担当
電話 048-829-1871
FAX 048-829-1997

12 問合せ先

さいたま市 都市戦略本部 未来都市推進部
未来都市共創担当
電話 048-829-1871
FAX 048-829-1997

令和八年十月五日

札幌市中央区南二十九条西十一丁目四番一
〇号 株式会社伏古建設

代表清算人 水谷 圭太

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会
の決議により解散いたしましたので、当社に債権
を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内
にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か
ら除外します。

令和八年十月五日
宮城県仙台市若林区土樋二七〇番一二

有限会社菅原事務所
清算人 菅原 和則

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会
の決議により解散いたしましたので、当社に債権
を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内
にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か
ら除外します。

令和八年十月五日
秋田県にかほ市象潟町大砂川字金道四六番
地二

有限会社横岡林業
清算人 須藤 辰義

解散公告

当社は、令和八年九月一日総社員の同意により
解散いたしましたので、当社に債権を有する方は
本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さ
い。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か
ら除外します。

令和八年十月五日
秋田県大仙市高関上郷字大村六番地八

ベルツリー観光合同会社
清算人 鈴木 昌幸

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会
の決議により解散いたしましたので、当社に債権
を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内
にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か
ら除外します。

令和八年十月五日
秋田県仙北郡美郷町六郷字琴平東一七七番
地三

有限会社ルック商事
清算人 高橋 茂

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を
有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に
お申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か
ら除外します。

令和八年十月五日
福島県いわき市小名浜大原字六反田九二番
地

有限会社長谷川産業
清算人 長谷川 清二

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会
の決議により解散いたしましたので、当社に債権
を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内
にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か
ら除外します。

令和八年十月五日
福島県須賀川市森宿字関表一一番一

億成金属須賀川株式会社
代表清算人 佐々木 洋

解散公告

当社は、令和八年九月十四日開催の株主総会の
決議により解散いたしましたので、当社に債権を
有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に
お申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か
ら除外します。

令和八年十月五日
茨城県筑西市市野辺一七六番地四

株式会社つくばアカデミー
代表清算人 島田 敏雄

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会
の決議により解散いたしましたので、当社に債権
を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内
にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か
ら除外します。

令和八年十月五日
栃木県宇都宮市二番町一番一九号

有限会社栃木屋
清算人 渡沼 英夫